

制限付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和7年9月22日

高槻市長 濱田 剛史

## 制限付一般競争入札要綱（郵便入札）

1 入札に付する基本事項	(1) 名称	: 高槻市コールセンター設置準備及び運営業務委託
	(2) 概要	: 仕様書のとおり
	(3) 履行期間	: 契約締結日から令和13年1月31日まで
	(4) 履行場所	: 公共の交通機関及び徒歩で高槻市役所本庁舎から60分以内に到着できる場所
2 担当部局	〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 高槻市 市民生活環境部 市民生活相談課 電話 : 072-674-7130 FAX : 072-674-7722	
3 入札参加資格	次に掲げる要件をすべて満たしていること。	
	(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
	(2)	本市の令和7年度入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されている者であること。ただし、必要書類一覧（別紙1）を提出し確認を受けることにより、これに準ずる資格がある者とみなすことができることとする。
	(3)	高槻市物品売買業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
	(4)	高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
	(5)	国税・地方税を完納していること。
	(6)	会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
	(7)	プライバシーマーク付与認定又はISMS適合性評価制度認定（ISO27001）の認証を取得していること。
	(8)	政令指定都市、中核市又は特別区（人口20万人以上の区に限る）のうち、2以上の自治体と総合コールセンターの業務委託契約を締結し、かつ、契約期間満了までこれらをすべて履行した実績を有している者。なお、本市で定める総合コールセンターの業務とは、本件業務と同様の業務であって、市民からの電話、FAX及びWEB問合せフォームによる問合せを一元的に受け、可能な限り回答する業務を指し、個別の案件への対応を目的として設置するコールセンターは除くものとする。
	(9)	複数事業者で構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、これを構成するすべての者（3者以下とすること。）が(1)～(6)の要件をすべて満たしているとともに、事業者側で定めた代表者（主としてコールセンター運営業務を行う者とする。）が(7)～(8)の要件を満たしていること。また、構成するすべての者は、本入札に単独で、又は他のコンソーシアムを構成する者として参加していないこと。
(10)	仕様書に定めるコールセンター設置準備業務及び運営業務について、業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者又はコンソーシアムであること。	
4 入札参加申請方法	(1) 申請書類	・制限付一般競争入札参加申請書（様式1） ※本市の令和7年度入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されていない事業者は、別紙1に記載されている書類も提出すること。コンソーシアムにあっては、登載されていないすべての事業者について提出すること。 ・契約書の写し又は総合コールセンター業務履行実績確認書（様式2） ・プライバシーマーク付与認定又はISMS適合性評価制度認定（ISO27001）の認証の写し ・コンソーシアムである場合、コンソーシアム結成に関する協定書（様式3）、すべての構成する者（代表者を除く）から代表者への入札に関する委任状及び使用印鑑届（様式4）
	(2) 入札参加申請期間	: 令和7年9月22日（月）から令和7年10月7日（火）まで（必着）
	(3) 入札参加申請方法	: 「2 担当部局」宛に、申請書類を郵便により入札参加申請期間内必着のこと。郵便は書留又は簡易書留に限るものとし、入札参加申請期間を過ぎて到着したものは、受付をしない。
	(4) 申請書類の入手	: 高槻市ホームページからダウンロードし、入手すること。
	(5) ダウンロード可能期間	: 令和7年9月22日（月）から
5 仕様書入手方法	(1) 仕様書の入手	: 高槻市ホームページからダウンロードし、入手すること。
	(2) ダウンロード可能期間	: 令和7年9月22日（月）から
6 仕様に対する質問方法・受付期間・回答	(1) 質問方法	質問書（様式5）に質問事項を記載し、メールにて市民生活相談課宛に送信すること。コンソーシアムにあっては、代表者を通じて質問すること。なお、メールアドレスについては「2 担当部局」に電話で確認すること。
	(2) 質問受付期間	: 令和7年9月22日（月）から令和7年9月30日（火）午後3時まで
	(3) 質問書の入手	: 高槻市ホームページからダウンロードし、入手すること。
	(4) 回答方法	: 質問があった場合、高槻市ホームページに掲載する。
	(5) 回答日時	: 令和7年10月2日（木）午後1時 から

7 入札参加資格の審査および通知	「4 入札参加申請方法」で提出された書類により入札参加資格を審査する。ただし、入札参加申請締切日から審査結果の通知日までにおいて、「3 入札参加資格」の要件を満たさなくなった申請者の入札参加は、提出書類の内容に関わらず認めない。また、入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。	
	(1)	入札参加資格の審査結果についてはメールにて通知する。なお、コンソーシアムの場合は代表者のみに通知する。また、入札参加資格承認者のうち、高槻市が入札立会人として選定したものには入札立会通知書を送付する。
	(3)	入札参加資格の審査結果通知予定日 : 令和7年10月10日(金)までに通知。
8 入札日時等	(1)	入札日時 : 令和7年10月24日(金)午前10時から : なお、入札回数は1回とする。
	(2)	入札場所 : 高槻市役所 本館4階入札室
	(3)	入札立会人 : 入札の執行にあたり、入札参加者のうち2名を立会人として選定し、通知する。
9 入札の方法	(1)	入札の手続き : 入札は、郵便にて提出された入札書を「8 入札日時等」において開札する。
	(2)	入札書の記入方法 : コールセンター運営開始日である令和8年2月1日から令和13年1月31日までの5年間に かかる金額を60か月で割った金額を記載すること。金額には、仕様書に定めるとおり、 コールセンター構築・運営に要するすべての費用を含めること。なお、落札決定にあたっては、 入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするため、入札者は消費税等に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	(3)	入札書提出方法 : 入札書は指定のもの(別紙6)を使用し、記名押印のうえ、封緘した封筒(必要事項を記入のこと)に入れること(別紙2参照)。 : 入札書は、「2 担当部局」宛に郵便で入札書到着期限内必着のこと(別紙3参照)。郵便は書留又は簡易書留に限るものとし、入札書到着期間を過ぎて到着したものは、受付をしない。
	(4)	入札書到着期限 : 令和7年10月23日(木)まで(必着)
	(5)	抽選の有無 : 最低金額の入札者が複数になった場合、抽選により落札者を定める(別紙4参照)。
10 入札成立の条件	必要応募者数	: 入札日時時点で、応募者数が1に満たない場合は、入札不成立とする。
11 予定価格		非公開
12 最低制限価格		設定なし
13 保証金	(1)	入札保証金 : 必要 (見積もる契約金額の3%以上) ※小切手の場合、銀行保証に限る ただし、高槻市財務規則第99条に基づく免除規定あり。
	(2)	契約保証金 : 必要 (契約金額の5%以上) ※小切手の場合、銀行保証に限る ただし、高槻市財務規則第117条に基づく免除規定あり。
14 契約書	契約書の作成	: 本市の契約書様式を基に、詳細事項を協議のうえ、作成する。
15 無効の入札	(1)	本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに競争入札心得に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。
	(2)	同一入札に同一人が複数の入札を行った場合。
	(3)	入札参加資格を確認された者であっても、入札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。
	(4)	入札書到着期限日を過ぎて到着したもの。
	(5)	書留または簡易書留以外の方法で入札書を提出した場合。
	(6)	入札書封筒に差出人名等が記載されていないもの。
	(7)	入札書封筒の件名及び差出人名と同封された入札書の件名及び入札者名の同一性が確認できないもの。
16 コンソーシアムとの契約に係る注意事項	コンソーシアムを構成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為をコンソーシアムの代表者に対して行うものとし、発注者が代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該コンソーシアムのすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について代表者を通じて行わなければならないものとする。	
<p>※ 上記条件はすべて公告日現在におけるものとする。</p> <p>高槻市桃園町2番1号 高槻市 市民生活環境部 市民生活相談課 電話 072-674-7130 FAX 072-674-7722 高槻市ホームページ <a href="https://www.city.takatsuki.osaka.jp">https://www.city.takatsuki.osaka.jp</a></p>		